

つくばみらい 相談事例

チケット不正転売禁止法

★2019年6月14日から、「チケット不正転売禁止法」が施行されました。この法律で、禁止されていることを教えてください。

この法律が禁止するのは、①業として、販売価格を超えてチケットを転売すること②「不正転売」の目的で譲り受けることの2つです。違反すると罰則の対象になります。「不正転売」とは、興行主に無断で、業として販売価格を超える値段でチケットを転売することです。同額やそれ以下の価格での転売は問題ありません。個人が都合で行けなくなり、やむを得ず転売するのは規制の対象外です。自分が楽しむために譲り受けたときも、罰則の対象にはなりません。

注意したいのは、興行主側が転売されたチケットであることを知ったとき、場合によってはチケットが無効とされ、入場を拒否されたり、途中退場を求められたりすることがあります。また、公演が中止のときに払い戻しがされないこともありますので、購入前にチケット利用の条件を必ず確認しましょう。

なお、チケットを購入した公演に行けなくなったときには、希望する人へ定価で転売ができる正規のリセールサイトがありますのでご利用ください。